

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
緊急雇用創出事業職員（城東区）会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急雇用創出事業職員 会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、面接により行う。

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

(1) 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

「勤務日数」

1日6時間勤務時間で週5日の勤務日

「勤務時間」

午前9時～午後3時45分まで

「休憩時間」

45分

附則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。